

5-5 日照障害

5-5-1 調査

既存資料により、事業実施想定区域及びその周辺の土地利用及び建物の状況把握を行った。

(1) 調査事項

- ・土地利用の状況
- ・土地建物の状況

(2) 調査方法

以下に示す既存資料の収集によった。

- ・「名古屋市都市計画情報提供サービス（都市計画情報）」（名古屋市ウェブサイト）
- ・「名古屋市建物用途別現況図（令和3年現在）」（名古屋市，令和5年）

(3) 調査結果

① 土地利用の状況

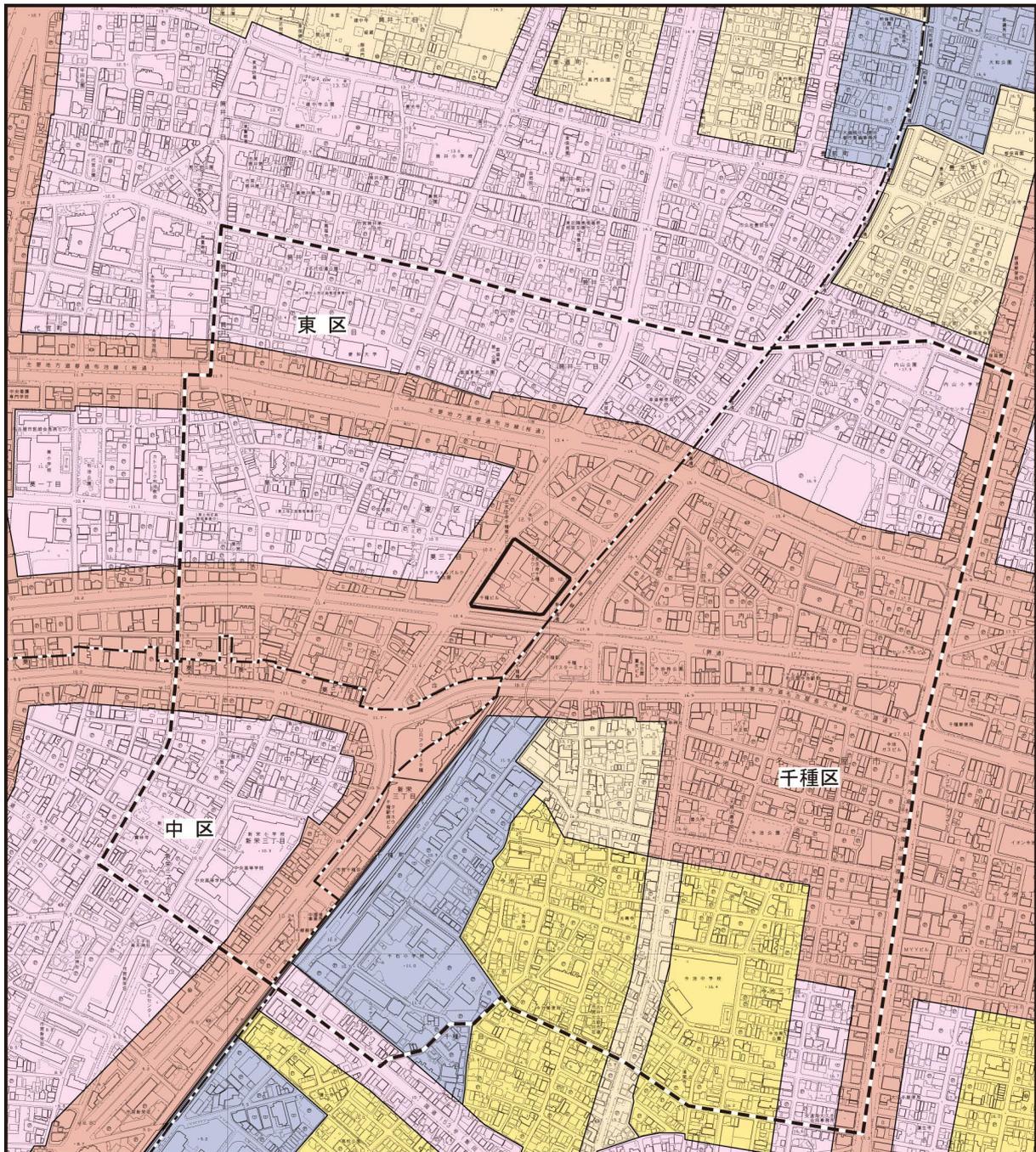
調査地域及びその周辺は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。

調査地域及びその周辺における用途地域の指定状況は、図 5-5-1 に示すとおりである。調査地域の用途地域は、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であり、事業実施想定区域は全域が商業地域となっている。

② 土地建物の状況

調査地域及びその周辺における建物用途の状況は、図 5-5-2 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺は住居施設用地及び商業施設用地が多く、その中に教育施設用地、宗教・文化・医療・養護施設用地等が点在している。



凡例

- | | |
|--|---|
|  事業実施想定区域 |  第1種住居地域 |
|  調査地域 |  第2種住居地域 |
|  区界 |  近隣商業地域 |
| |  商業地域 |
| |  準工業地域 |

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス(都市計画情報)」
(名古屋市ウェブサイト)



1/10,000



図 5-5-1 用途地域の指定状況

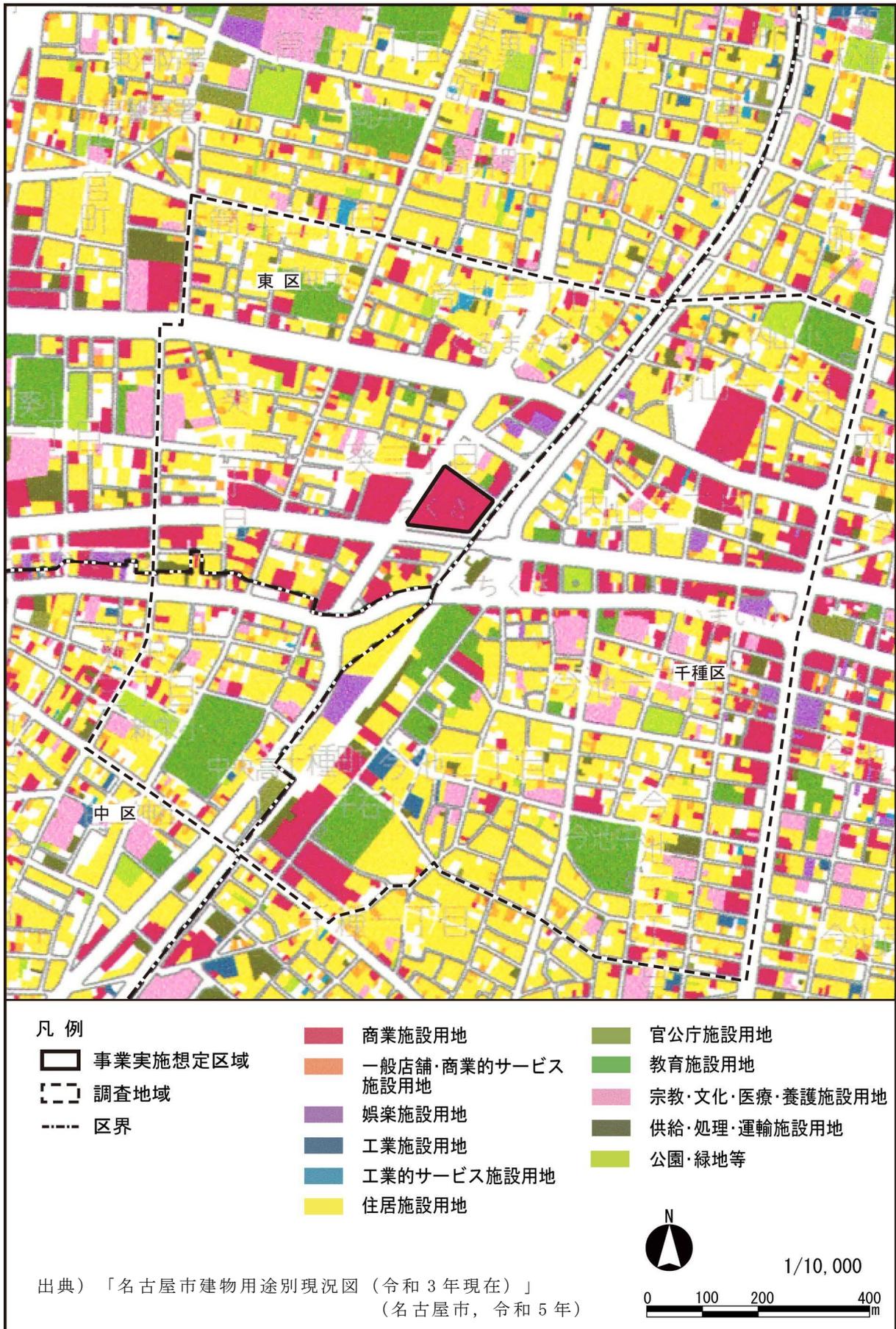


図 5-5-2 建物用途の状況

5-5-2 予 測

(1) 予測事項

新建築物による日影の影響とし、具体的には、以下に示す項目について検討を行った。

- ・日影の範囲

(2) 予測対象時期

新建築物の存在時の冬至日とした。

(3) 予測場所

事業実施想定区域周辺

(4) 予測方法

① 予測手法

各時刻（真太陽時）における新建築物の日影と日影時間は、理論式^{注）1}を用いて求めた。（理論式の詳細は、資料6-1（p.資料-52）参照）

② 予測条件

ア. 計算対象及び緯度

計算対象は、新建築物とした。また、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例・規則・駐車場取扱要綱の解説」（名古屋市住宅都市局建築指導課，令和7年）より、計算に用いた緯度は北緯35度15分とした。また、冬至日における太陽の赤緯は-23度27分とした。

イ. 計算面高さ

事業実施想定区域は商業地域であり、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」の規制対象区域とならないが、ここでは類似の用途区分である近隣商業地域の計算面高さを参考とし、平均地盤面より+4.0mとした。

ウ. 計算時間帯

「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」より、冬至日の8～16時とした。

エ. 新建築物の高さ及び形状

新建築物の高さ及び形状は、前掲図2-4-2（p.6参照）及び前掲図2-4-3（p.7参照）に示すとおりである。

注)1: 「日影規制の手引き」（社団法人 愛知県建築士事務所協会，昭和63年）

(5) 予測結果

予測結果の概要は表 5-5-1 に、新建築物による時刻別日影図は図 5-5-3 に、等時間日影図は図 5-5-4 に示すとおりである。

時刻別日影図をみると、新建築物による日影は、住居施設用地の多い北側を中心に生じるが、8時及び16時の日影の長さは約1.3kmと予測される。

なお、新建築物による日影が生じる範囲内には、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設が存在する。

等時間日影図をみると、新建築物の建築により1時間以上の日影を生じる地域には、商業施設用地や住居施設用地の建物用途が多く、1時間以上の日影を生じる範囲のうち、事業実施想定区域から最も離れた地点までの距離は約250mと予測される。また、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」の規制区域に該当する近隣商業地域において、3時間を超える範囲は生じないと予測される。

表 5-5-1 予測結果の概要

時刻別日影図による 新建築物の日影の長さ(8時及び16時)	等時間日影図による 1時間以上の日影を生じる最大範囲
約 1.3km	約 250m

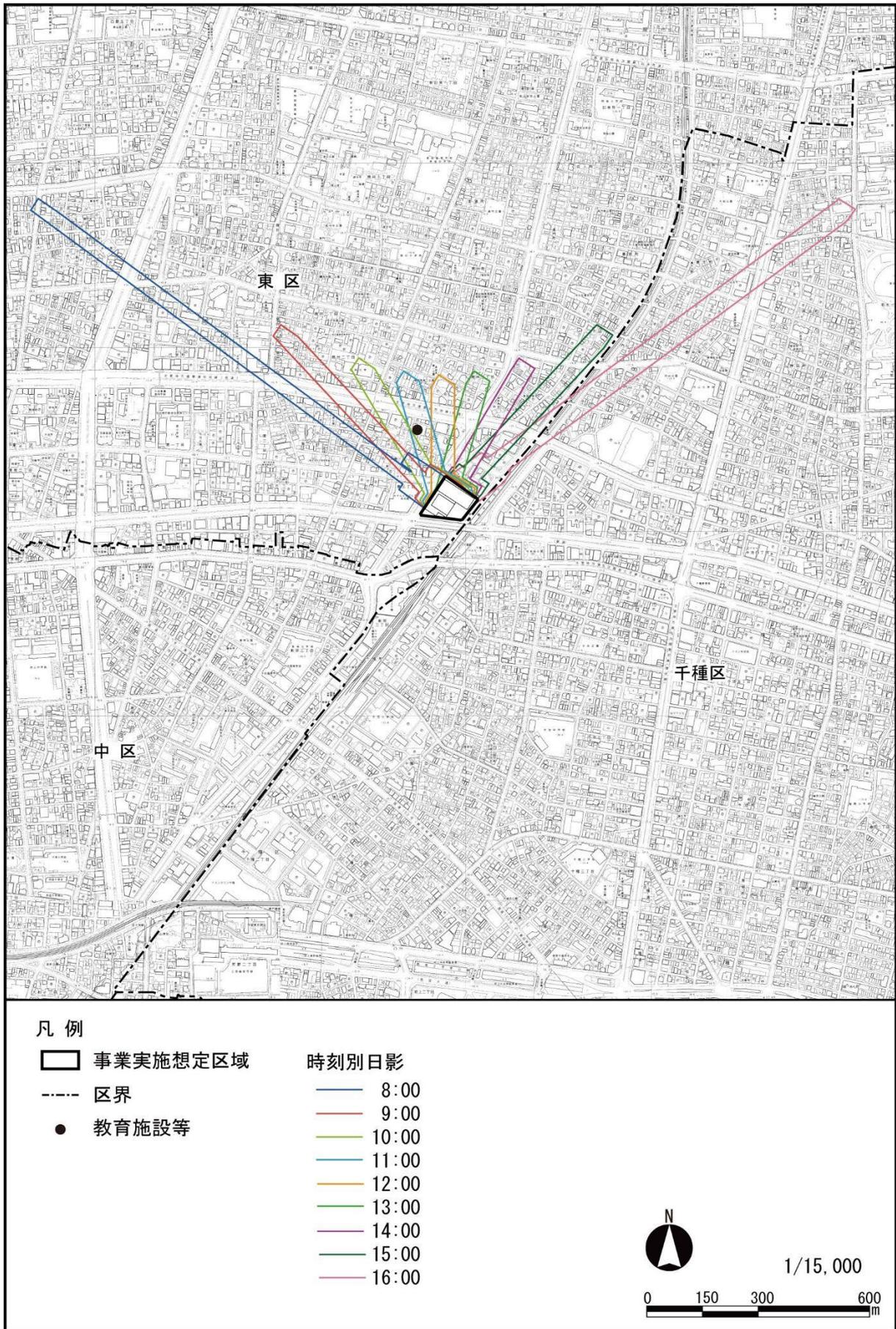
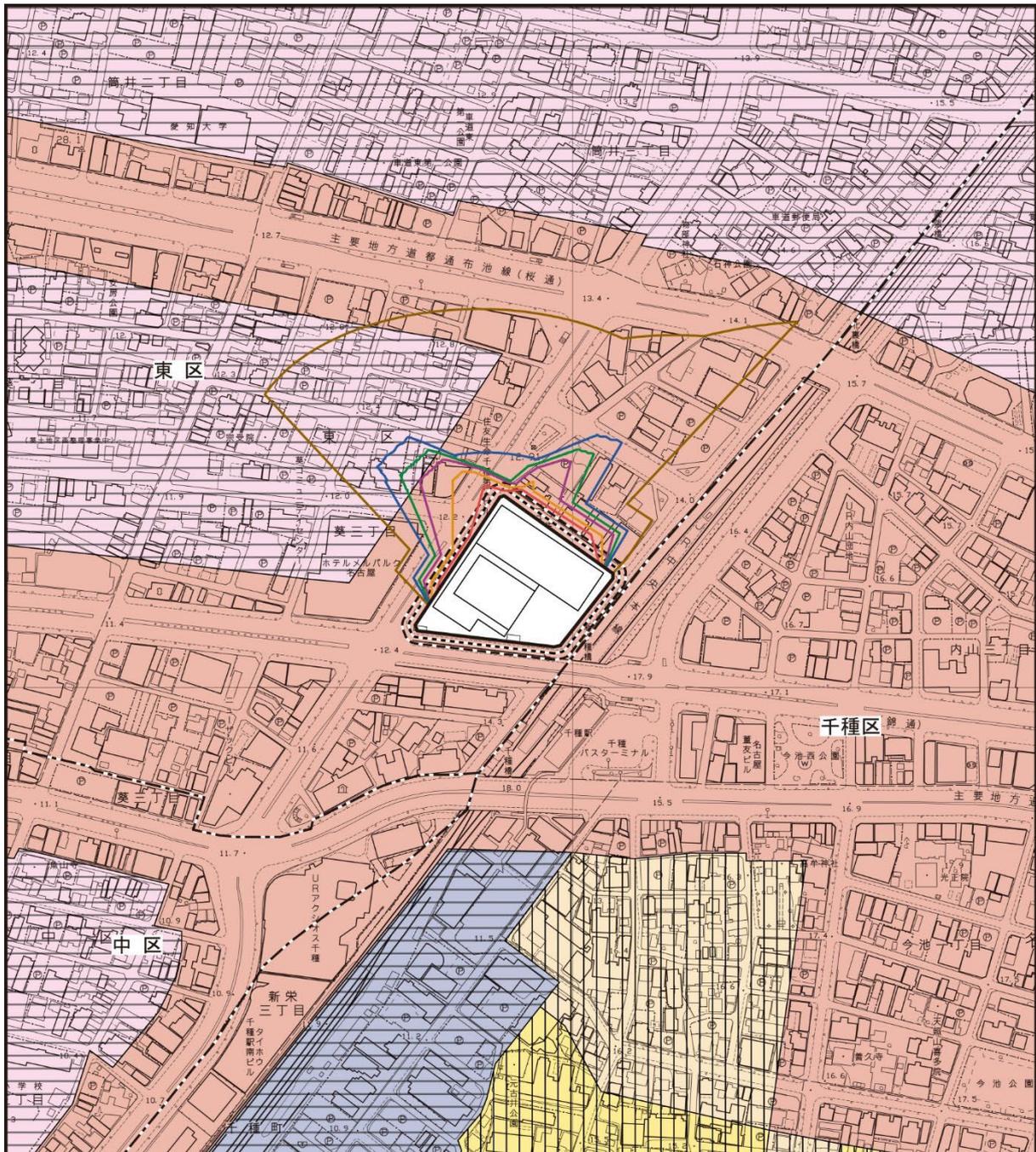


図 5-5-3 冬至日における新建築物による時刻別日影図（平均地盤面+4m）



凡例

□ 事業実施想定区域

----- 区界

等時間日影

— 1時間

— 2時間

— 2.5時間

— 3時間

— 4時間

— 5時間

敷地境界からの水平距離

----- 5m

----- 10m

用途地域

■ 第1種住居地域

■ 第2種住居地域

■ 近隣商業地域

■ 商業地域

■ 準工業地域

種類	規制される日影時間		測定水平面 (平均地盤面) からの高さ
	規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)	規制される範囲	
■	5mを超え10m 以下の範囲	10mを 超える範囲	4m
■	4時間	2.5時間	
■	5時間	3時間	



1/5,000



図 5-5-4 冬至日における新建築物による等時間日影図 (平均地盤面+4m)

5-5-3 環境の保全のための措置

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境の保全のための措置を講ずる。

- ・日照障害について、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設と協議を行うなど、適切な対応を行う。

5-5-4 評 価

予測結果によると、8時及び16時における新建築物の日影の長さは約1.3kmと予測される。また、1時間以上の日影を生じる範囲のうち、事業実施想定区域から最も離れた地点までの距離は約250mと予測される。

なお、新建築物により日影の影響を受ける区域のうち、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」の規制区域に該当する近隣商業地域において3時間を超える範囲は生じないと予測されるが、新建築物による日影が生じる範囲内に、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設が存在する。

以上のことから、日照障害を低減させるための措置が必要である。

本事業の実施にあたっては、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設と協議を行うなど、適切な対応を行う等の環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺的环境に及ぼす影響の低減に努める。